

令和4年4月 四万十市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和4年4月7日(木) 午後2時30分 ~ 午後3時19分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 14名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	伊与田 真哉	12	伊勢脇 精藏		
4	井上 靖好	13	土居 忠栄		
7	谷崎 容子	14	清水 優志		
8	遠地 美千代	15	正木 卓夫		
9	山本 官	16	岡崎 誠		
10	芝 順子	17	尾崎 征洋		
11	岡村 猛	18	福留 宣彦		

※農地利用最適化推進委員は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、招集せず。

(2) 農地利用最適化推進委員 8名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	7	宮地 浩
2	武井 健治	5	宮地 秀之	8	竹村 光一
3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	5	加用 雅啓	19	畠中 温喜
2	桑原 宏文	6	安藤 久徳		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長補佐	吉田 貴浩	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	佐川 徳和	主幹	安田 晃子
係長	柴 秀樹		
係長 (西土佐地域担当)	田辺 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番・2番)
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番~6番)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(1番・2番)
 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番・2番)
 第5号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番)
 報告事項 形状変更届について
 その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和4年4月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号5番 加用 雅啓 委員、議席番号6番 安藤 久徳 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員の5名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中14名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号7番 谷崎 容子 委員、議席番号8番 地 美千代 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。番号1。土地の表示は、大字 安並 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦35年、62歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているところです。申請地は自宅から車で約1分の距離となっております。耕作面積は126アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

番号2。土地の表示は、大字 竹島 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦40年、63歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から車で約5分の距離となっております。耕作面積は61アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇尾崎委員（東山地区担当）

議席番号17番東山地区担当、尾崎です。3月27日、申請地の状況確認及び譲受人への聞き取りを行いました。今回、取得しようとする申請地の農地は現況は畑となり、譲渡人は野菜を作っていました。譲受人も地続きですので、続いて野菜を植えているとのこと。周辺の農地への影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しております。農作業に常時従事していると認められます。以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えております。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、宮地（秀）推進委員から、ご意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

4月1日に現地調査に行きましたが、特に問題はないと思います。以上です。

▼議 長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員さん」お願いします。

2番の畠中委員は欠席のため、この案件については適当であるということで事務局のほうに連絡が入っております。

続きまして、宮崎推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

特に問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか。質問のある方は議席番号とお名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号1 土地の表示は 古津賀二丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月29日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員・宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ・2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅建築により宅地とするものです。場所については古津賀1号公園から金毘羅川を隔てて30mほど西側に位置する農地です。申請地の東・北・南側は宅地です。西側は幅員5.5mの市道となっています。また雑排水については合併浄化槽を設置して既設の西側市道側溝に排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われれます。申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

番号2・3。2番と3番は関連がありますのでまとめて説明します。土地の表示は 安並エビタ以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月29日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車場とするものです。場所については安並簡易郵便局から270mほど北側に位置する農地です。申請地の南側は農地のため所有者から転用について同意を得ています。北側は宅地、西側は幅員5.8mの国道439号線となっています。また雨水については自然浸透で処理します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われれます。申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地で第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということでもあります。

番号4。土地の表示は 具同皿谷以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月29日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員・宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページをご覧ください。この度、住宅建築により宅地とするものです。場所については市道具同楠島線沿いの農地で、自由ヶ丘公園から140mほど南西方向に位置する農地です。申請地の東・北側は市道、西、南側は譲渡人所有農地となっています。また雑排水については合併浄化槽を設置して既設の北側市道側溝に排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われれます。申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第1種低層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

番号5。土地の表示は 古津賀一丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月29日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員・宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの7、8ページをご覧ください。この度、住宅建築により宅地とするものです。場所については申請地の南側隣地が古津賀5号公園です。北側は農地ですが既に宅地転用の5条申請が出ている所です。東側の農地の所有者からは転用についての同意を得ています。西側は幅員6.3mの市道となっています。また雑排水については合併浄化槽を設置して既設の西側市道側溝に排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われれます。申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

番号6。土地の表示は 渡川一丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月29日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員・宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの9、10ページをご覧ください。この度、事務所兼住宅建築により宅地とするものです。場所については赤鉄橋の具同側たもとから入田方面に260mほど直進した市道西側に位置する農地です。申請地の東側は市道と堤防、西・南側は宅地、北側は農地であるため所有者から転用についての同意を得ています。また雑排水については合併浄化槽を設置して既設の東側市道側溝に排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われまます。申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでありまます。✓

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いしまます。

「1番・5番の関係委員」お願ひしまます。✓

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

4番、井上です。1番と5番について説明させていただきます。詳細につきましては、事務局から説明のあったとおりで、同日に現地確認をした結果、問題がないということであると考えてお願ひしまます。以上です。✓

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？ ✓

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

3月29日に事務局、会長、井上委員と一緒に現地確認いたしました。特に問題はないと思ひしまます。以上です。✓

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「2番・3番の関係委員」お願ひしまます。✓

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番東山地区の尾崎です。5条申請、2番・3番について意見を言わせていただきます。3月29日、農業委員関係者並びに申請関係者とで現地確認を行いました。西側と北側は宅地、東側は国道、南側は畑になった土地です。現況畑です。駐車場に転用するものですが、申請地へは国道より直接出入りができます。隣接する農地の所有者からは転用の同意書を得ているということである。日照等で悪影響はないようであるので、何ら問題はないと思ひしまますので、よろしくお願ひいたします。✓

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？ ✓

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

特に問題はないと思います。以上です。✓

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「4番・6番の関係委員」をお願いします。✓

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番具同地区担当、正木です。4番について報告いたします。事務局の説明のとおりでございます、特に問題ございません。水の処理についても既設の側溝に流すということでございます。自由ヶ丘団地の西の方に位置しておりまして、今現在は果樹、みかんを植えておりますけれども、そこを宅地化するというところでございます。問題ないと思います。

6番についてですが、この土地についてはちょっと低くなっておりまして、そこを嵩上げて住宅兼事務所を建てるということでございます。排水については既設の側溝に流すということで問題ないと思います。周辺の地にも問題ないと思います。5条については適当と思います。以上です。✓

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？ ✓

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

4番と6番についてですが、3月29日に事務局、会長、正木委員と一緒に現地確認しました。特に問題はないと思います。以上です。✓

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。✓

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。✓

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、

原案のとおり許可申請進達することといたします。✓

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 片魚 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。

番号1につきましても、3月29日、会長、事務局で現地に向かい、願人と、富山地区担当の伊勢協委員、東推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地写真等につきましては、お手元のタブレットの11ページ及び12ページをご覧ください。

現地は、山林となっている状況で、税務課で確認出来る平成17年時点の航空写真でも、既に山林となつてい

ることを確認しております。
以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。✓

◇議席番号12番 伊勢協委員（富山地区担当）

議席番号12番 富山地区担当、伊勢協です。番号1ですが、3月29日に会長、事務局、地元東推進委員、代理人とで現地確認を行いました。事務局の説明どおり、昭和30年頃植林し山林となっております。以上のことから、非農地証明については適当であると考えます。以上です。✓

◆議長（福留会長）

続きまして、推進委員から意見などはございませんか？ ✓

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

3月29日、事務局、会長、伊勢協委員と現地を見させてもらいましたが、伊勢協委員の言うとおりの問題もないと思います。以上です。✓

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。続きまして、2番西土佐橋の説明をお願いいたします。事務局お願いいたします。✓

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。✓

番号2。土地の表示は、大字 西土佐橋 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。

番号2につきましては、3月29日、事務局で現地に向かい、願人と、西土佐橋地区担当の岡村委員、宮地（浩）推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地写真等につきましては、お手元のタブレットの13ページ及び14ページをご覧ください。

現地は、山林となっている状況です。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号11番 岡村委員（西土佐橋地区担当）

議席番頭11番、西土佐橋地区担当、岡村です。3月29日事務局の担当者2人と宮地（浩）推進委員、私の4人で現地確認を行いました。該当地は橋地区の県道から500メートルほど入った場所で、耕作をやめて20年ほど経っており、現地は雑木が生い茂り、山と一体化しておりました。農地に戻すことはできないと思います。以上のことで非農地証明の交付については適当と思われます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（浩）委員（西土佐橋地区担当）

岡村委員が言われたとおり問題はないと思います。以上です。

◇議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。／

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。／

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書（案）は6ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は大川筋地区において、生姜の栽培を予定している新規就農者予定者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は3名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの15ページをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。○ 用貸借期間は令和4年4月7日から令和5年4月6日までの1年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

それでは2番について説明いたします。借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書（案）は6ページになります。

それでは2番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの16ページをご覧ください。利用権の種類は貸貸借権の設定となっております。貸貸借期間は令和4年4月7日から令和14年4月6日までの10年間となっています。以上です。／

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。／

◇議席番号3番 伊与田委員（大川筋地区担当）

3番、大川筋地区担当の伊与田です。4月4日月曜日午前9時に武井推進委員と現地確認に行きました。借受人も同行してもらって、現場は三里の沈下橋を渡った上流側の土地になりますが、現在畑作したあとで、今も借受人が耕作できるように既に放棄しているという状態で、露地野菜を中心に作付けするという計画です。新規就農者ではありますし、熱心に農作業に従事すると思われれます。隣接する土地にも何ら迷惑はかからないようにも見受けられました。以上のことから、適当と考えます。以上です。／

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区担当）

4月2日 10時頃、借受人の不破の自宅を訪問しましたが、借受人は朝早くから畑に行って不在でした。借受人の妻から話を聞いたところ、4年前に長崎から家族で帰って来たそうです。不破の自宅は借家で、借受人は元々川登の出身でUターンです。畑を借りて新規就農者として生姜、里芋とか芋類を作りたいということで、やる気満々ですと妻が話しておりました。朝早くから毎日出かけております。問題なく畑作をやっていくと聞いて、適当な耕作者と思われます。以上です。✓

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？ ✓

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

2区の武井です。4月4日に、先ほど伊与田委員から説明がありましたように、借受人と伊与田委員と私の3名で現地確認をいたしました。借受人は非常に取り組む姿勢が高く、お年も若いというようなことで、将来非常に明るい新規就農者ではないかというふうには感じました。現地の条件も今のところ一応まとまった状態で、既に作業に入っているという状況でございました。これは成功していただくと、現地も非常に助かるのではないかというふうには強い関心を持ちました。以上です。✓

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特に問題はないと思います。以上です。 ✓

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」は、畠中委員ですが、本日欠席となっております。畠中委員からは、この件について、適当であるとの連絡がありました。✓

推進委員から意見などはありませんか？ ✓

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

周りの圃場もほとんど果樹を植えています。特に問題ないと思います。以上です。✓

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。 ✓

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）につ

いて、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

〜〜 農業委員《全員挙手》〜〜

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、7ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の8ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。

場所は議案書記載のとおりです。1番、右側の貸付先ですが、宿毛市の果樹栽培を行う法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの16ページをご覧ください。1番の農業者が選定された理由につきましては、お手元に配布した借受選定理由書をご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

○議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」は、畠中委員ですが、本日欠席となっております。畠中委員からは、この件について適当であるとの連絡がありました。

推進委員から意見などはありませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

〜〜 異議なし 〜

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画（案）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 ✓

〜〜 農業委員《全員挙手》 〜

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）について、これを適当と認め、答申することといたします。 ✓

○ 続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。 ✓

○事務局

形状変更の届出が1件出ておりますので報告いたします。お手元に配布しております、別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。

形状変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。

番号1。土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、水田の一部を埋め上げて農業用倉庫を建築するためとのことです。変更期間は、令和4年5月1日から令和5年3月31日となっております。以上です。 ✓

◆議長（福留会長） ✓

以上で事務局からの報告が終わりました。

○ 最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。 ✓

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 4 月 7 日

議 長 福留宣彦

署名委員 谷崎 容子

署名委員 遠地美竹